



●市民協働まちづくり会議の様子

3 市民間協働の推進

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めます。

【例えば】

○自治会やNPOなどが、情報交換を行ってそれぞれの活動の参考とする。

4 市民公益活動の支援

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

【例えば】

○市は、市民公益活動のために施設利用の利便性を向上させる。

○市は、インターネットなどによる市民活動団体の情報発信を支援する。

○市は、補助金の事業内容や金額、成果を公表し、市民の評価を受ける。

○市は、市民や団体同士の協働が進むよう、交流の場や機会を設ける。

5 地域コミュニティ活動の振興

まちづくりの基礎となる地域コミュニティを、みんなで活発にします。

【例えば】

○市民は、地域活動に積極的に参加し、隣人や地域に愛着を持つ。

○市は、自治会などを公に認定する。

6 市民協働まちづくり基金の活用

本年度設置した「市民協働まちづくり基金」を、地域振興や市民公益活動の活性化のために、みんなで活用していきます。

【例えば】

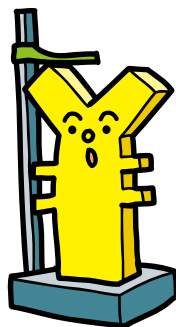
○市は、みんなが必要と考える市民公益活動に基金の運用益を活用する。

※「田原市の市民協働まちづくり方針」は、希望者に配布するほか、12月中旬に田原市ホームページで公開します。

▼総務課 ☎23局3506

2

財政運営の健全化判断比率など



平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、本年度から財政の健全化を判断する指標を公表することとなりました。そこで今回は、平成19年度決算に基づく田原市の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率の4つの指標のうち、1つでも早期健全化基準を超えると財政健全化計画を、財政再生基準を超えると財政再生計画を、また資金不足比率が経営健全化基準を超えると経営健全化計画をそれぞれ策定し、国の監督下で財政再建に取り組まなければなりません。

田原市においては、いずれも基準を下回り、特別会計も資金不足は生じていないことから、健全な財政運営であることが確認されました。

今後、財源確保の厳しさが予想されますが、田原市では、引き続き健全財政に取り組んでいきます。

▼財政課 ☎23局3818

■健全化判断比率

指 標	田原市指標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※1	－(黒字)	12.04%	20.00%
連結実質赤字比率 ※2	－(黒字)	17.04%	40.00%
実質公債費比率 ※3	9.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率 ※4	34.1%	350.0%	

※1 一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
 ※2 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
 ※3 一般会計などが負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率
 ※4 一般会計などが将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

■資金不足比率

特別会計等の名称	田原市指標	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	－(黒字)	20.0%
農業集落排水事業特別会計	－(黒字)	20.0%
水道事業会計	－(黒字)	20.0%

【標準財政規模】自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているかを表す指標

Finance